

設置許可添付11 [案] 設工認添付資料(品管説明書) [案] との記載の差異

設置許可添付11 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書) [案]	差異説明
<p>発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p>設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p>	<p>設置許可添付11の記載として変更</p>
<p>1. 概要 本説明書は、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p>	<p>1. 概要 本資料は、設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)に基づき、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画、並びに、工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。</p>	<p>設置許可添付11の記載として変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例 黄マーカー : 設工認(品管説明書)と表現の異なる箇所 緑マーカー : 添付11には記載しない箇所 赤マーカー : 双方から記載を削除する箇所</p> </div>
<p>2. 基本方針 本説明書では、当該設置変更許可申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「設計活動後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p>	<p>2. 基本方針 本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。</p>	<p>設置許可添付11の記載として変更</p>
<p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 設工認における設置許可における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.5 設置許可における文書及び記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの方法により行った管理の具体的な実績を、様式-1「本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画」(以下「様式-1」という。)を用いて資料2-2に示す。</p> <p>a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成 b. 前項aで作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計</p> <p>これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計・開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	<p>(1) 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画 「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの方法により行った管理の具体的な実績を、様式-1「本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画」(以下「様式-1」という。)を用いて資料2-2に示す。</p> <p>a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成 b. 前項aで作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計</p> <p>これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計・開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	<p>設置許可添付11の記載として変更</p> <p>記載の適正化 設置許可における記載であることから削除</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(2) 設計活動後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 設計活動後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、当該工事に係る設計及び工事の計画の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に従い、設計、工事及び検査を実施する。</p>	<p>(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画 「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請(届出)時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別</p>	<p>設置許可添付11の記載として変更</p> <p>記載の適正化</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品質説明書)[案]	差異説明
	<p>管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を、様式-1を用いて資料2-2に示す。</p> <p>工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	記載の適正化
<p>(3) 設工認対象設備の施設管理 適合性確認対象設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。</p>	<p>(3) 設工認対象設備の施設管理 適合性確認対象設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。</p>	設置許可における記載であることから削除
<p>(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動 設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制の下で実施するため、上記以外の責任と権限、原子力安全の重視、必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、「〇〇発電所原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に従った管理を実施する。 また、当社の品質保証活動は、安全文化醸成活動と一体となった活動を実施している</p>	<p>(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動 設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制の下で実施するため、上記以外の責任と権限、原子力安全の重視、必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、「〇〇発電所原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に従った管理を実施する。 また、当社の品質保証活動は、安全文化醸成活動と一体となった活動を実施している</p>	設置許可における記載であることから削除
<p>3. 設工認における設計活動に係る品質管理の実績 設置許可申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。</p>	<p>3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。 以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。</p>	設置許可における記載に修正
<p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。) 設工認に基づく設計、及びその後の工事及び検査等は、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計(「3.3 設計に係る品質管理の方法」)、工事(「3.4 工事に係る品質管理の方法」)、検査(「3.5 使用前事業者検査の方法」)並びに調達(「3.4 設置許可における調達管理の方法」)の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。 第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。 各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。 設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織内外の部門間や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。</p>	<p>3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。) 設工認に基づく設計、工事及び検査は、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 また、設計(「3.3 設計に係る品質管理の方法」)、工事(「3.4 工事に係る品質管理の方法」)、検査(「3.5 使用前事業者検査の方法」)並びに調達(「3.6 設工認における調達管理の方法」)の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。 第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。 各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。 設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織内外の部門間や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>設置許可における記載に修正</p> <p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p> <p>記載の適正化</p>
<p>3.1.1 設計に係る組織 設工認に基づく設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。 この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1を用いて資料2-2に示す。</p>	<p>3.1.1 設計に係る組織 設工認に基づく設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。 この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1を用いて資料2-2に示す。</p>	<p>設置許可における記載であることから削除</p> <p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	＜新法＞設工認添付資料（品管説明書）[案]	差異説明
----------------	-----------------------	------

3.1.2 工事及び検査に係る組織
設工認に基づく 工事は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。
設工認に基づく 検査は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する組織として実施する。
また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1を用いて資料2-2に示す。

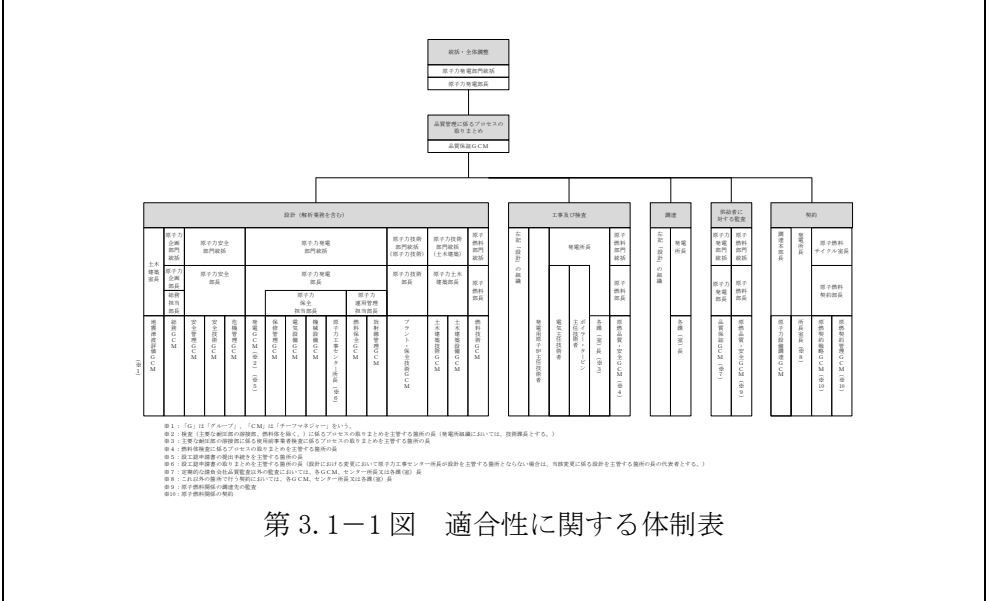
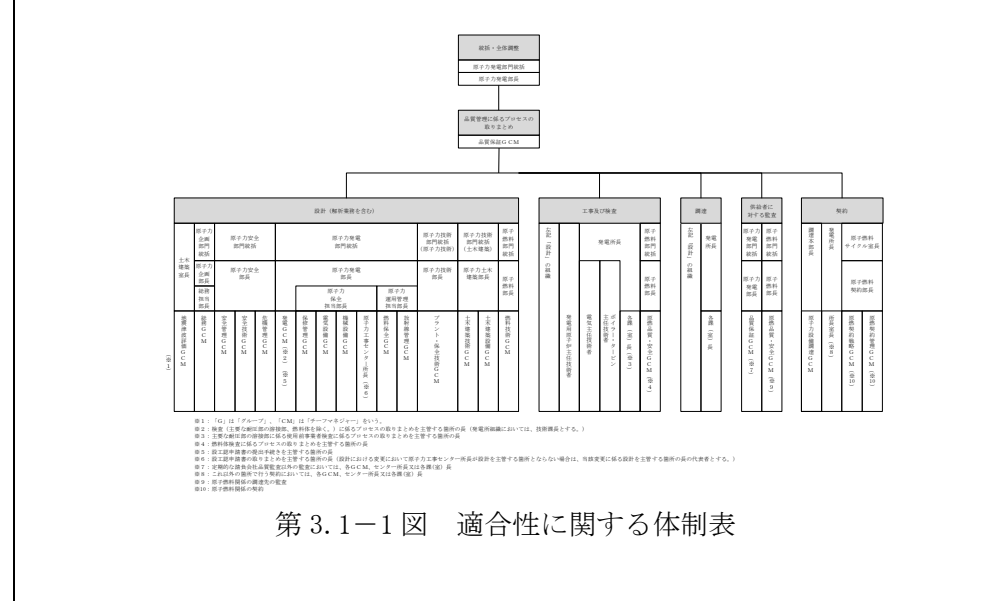
3.1.2 工事及び検査に係る組織
 設工認に基づく工事は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。
 設工認に基づく検査は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する組織として実施する。
また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1を用いて資料2-2に示す。

設置許可における記載であることから削除
 設置許可における記載であることから削除
 詳細な内容は設工認で記載されることから削除

3.1.3 調達に係る組織
設工認に基づく 調達は、第 3.1-1 表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所を実施する。
また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1を用いて資料2-2に示す。

3.1.3 調達に係る組織
 設工認に基づく調達は、第 3.1-1 表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所を実施する。
また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1を用いて資料2-2に示す。

設置許可における記載であることから削除
 詳細な内容は設工認で記載されることから削除



第 3.1-1 表 設計及び工事の実施の体制	
プロセス	主管箇所
3.3	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門
3.4 3.5	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 品質保証室 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 発電室 発電所 保全計画課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ

第 3.1-1 表 設計及び工事の実施の体制	
プロセス	主管箇所
3.3	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門
3.4 3.5	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 品質保証室 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 発電室 発電所 保全計画課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ

設置許可に係る記載に限定

設置許可添付11 [案]			<新法>設工認添付資料(品管説明書) [案]			差異説明																																																									
3.6	設置許可における調達管理の方法	発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ 本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 発電室 発電所 電気保守課 発電所 計装保守課 発電所 原子炉保守課 発電所 タービン保守課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ	3.6	設工認における調達管理の方法	発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ 本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 発電室 発電所 電気保守課 発電所 計装保守課 発電所 原子炉保守課 発電所 タービン保守課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ	設置許可に係る記載に限定																																																									
3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査 3.2.1 設計及び工事におけるグレード分けの適用 設工認における設計は、設工認申請(届出)時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し、第3.2-1表に示す「設工認における設計、工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。 設計におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。 設計・調達の管理に係るグレード分け(原子炉施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>重要度※</th> <th>グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事 上記以外の設備に係る工事</td> <td>Aクラス 又は Bクラス Cクラス</td> </tr> </tbody> </table> ※：上記の「クラス1～3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1～3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電への影響度区分</th> <th colspan="7">安全上の機能別重要度区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">クラス1</th> <th colspan="2">クラス2</th> <th colspan="2">クラス3</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td>PS-1</td> <td>MS-1</td> <td>PS-2</td> <td>MS-2</td> <td>PS-3</td> <td>MS-3</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td colspan="2">A</td> <td colspan="4">B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td colspan="2">A</td> <td colspan="4">B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td colspan="2">A</td> <td colspan="4">C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> R1：その故障により発電停止となる設備 R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備(R1を除く) R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備 設計・調達の管理に係るグレード分け(原子炉施設のうち重大事故等対処施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>重要度</th> <th>グレードの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備(常設設備)</td> <td>SA常設</td> </tr> <tr> <td>○重大事故等対処設備(可搬設備)</td> <td>SA可搬(工事等含む)又は SA可搬(購入のみ)</td> </tr> </tbody> </table>			重要度※	グレードの区分	次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事 上記以外の設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス Cクラス	発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分							クラス1		クラス2		クラス3		その他		PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3		R1	A		B					R2	A		B					R3	A		C					重要度	グレードの区分	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備(常設設備)	SA常設	○重大事故等対処設備(可搬設備)	SA可搬(工事等含む)又は SA可搬(購入のみ)	3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 設工認における設計は、設工認申請(届出)時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し、第3.2-1表に示す「設工認における設計、工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。 この設計は、設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)に示すグレード分けに従い管理を実施する。			設置許可における記載であることから削除 詳細な内容は設工認で記載されることから削除 グレード分けについて記載
重要度※	グレードの区分																																																														
次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事 上記以外の設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス Cクラス																																																														
発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分																																																														
	クラス1		クラス2		クラス3		その他																																																								
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3																																																									
R1	A		B																																																												
R2	A		B																																																												
R3	A		C																																																												
重要度	グレードの区分																																																														
○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備(常設設備)	SA常設																																																														
○重大事故等対処設備(可搬設備)	SA可搬(工事等含む)又は SA可搬(購入のみ)																																																														

設置許可添付 1 1 [案]	＜新法＞設工認添付資料（品管説明書）[案]	差異説明
----------------	-----------------------	------

3.2.2 設置許可における設計、工事及び検査の各段階とその審査
 設置許可における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第 3.2-1 表に示す。
 また、適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第 3.2-1 図に示す。
 なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。
 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第 3.2-1 表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。
 なお、設計の各段階におけるレビューについては、第 3.1-1 表に示す設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。
 設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第 3.2-1 表における「3.3.3(1)基本設計方針の作成（設計 1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査
 設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第 3.2-1 表に示す。
 また、適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第 3.2-1 図に示す。
 なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。
 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第 3.2-1 表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。
 なお、設計の各段階におけるレビューについては、第 3.1-1 表に示す設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。
 設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第 3.2-1 表における「3.3.3(1)基本設計方針の作成（設計 1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

詳細な内容は設工認で記載されることから削除

第 3.2-1 表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	設置変更許可申請（届出）並びにこれに付随する基本設計を実施するための計画
	3.3.1	設置許可に係る設計開発に用いる情報の明確化	設置変更許可申請（届出）並びにこれに付随する基本設計の要求事項の明確化
	3.3.2 ※	設置変更許可申請（届出）書作成のための設計	設置変更許可申請（届出）書作成のための設計と申請（届出）書の作成
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	設置変更許可申請（届出）並びにこれに付随する基本設計の妥当性のチェック
	3.3.4 ※	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応
調達	3.4	設置許可における調達管理の方法	設置許可に必要な設計に係る調達管理の検査等

※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

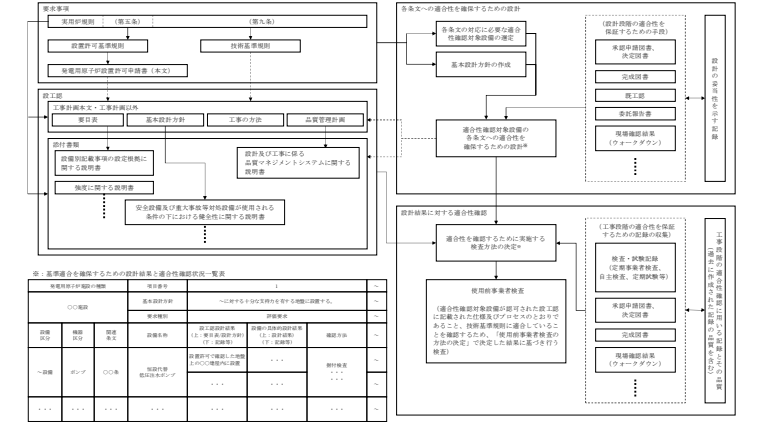
第 3.2-1 表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1) ※	基本設計方針の作成（設計 1）	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2) ※	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4 ※	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応
	工事及び検査	3.4.1 ※	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計 3）
3.4.2		具体的な設備の設計に基づく工事の実施	適合性確認対象設備の工事の実施

設置許可における記載に修正

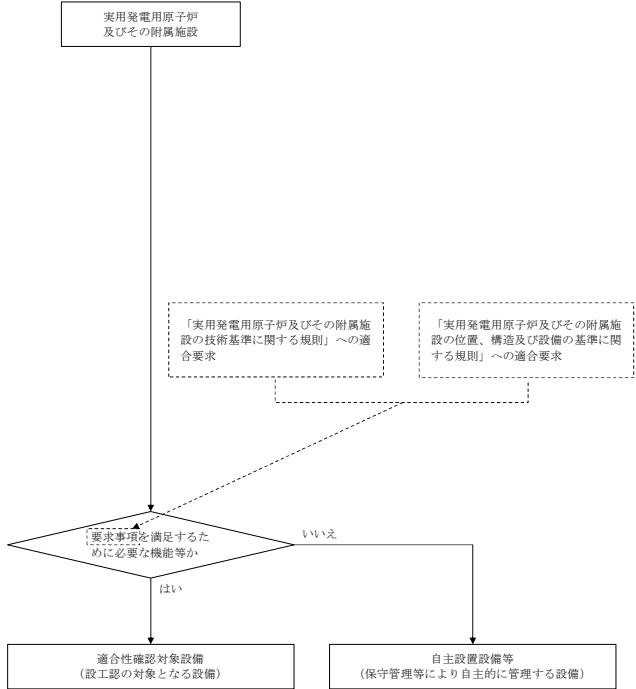
設置許可添付 1 1 [案] <新法> 設工認添付資料 (品管説明書) [案] 差異説明

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1127 210 1187 388">3.5.1</td> <td data-bbox="1187 210 1469 388">使用前事業者検査での確認事項</td> <td data-bbox="1469 210 1632 388">—</td> <td data-bbox="1632 210 1944 388">適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1127 388 1187 630">3.5.2</td> <td data-bbox="1187 388 1469 630">使用前事業者検査の計画</td> <td data-bbox="1469 388 1632 630">—</td> <td data-bbox="1632 388 1944 630">適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1127 630 1187 703">3.5.3</td> <td data-bbox="1187 630 1469 703">検査計画の管理</td> <td data-bbox="1469 630 1632 703">—</td> <td data-bbox="1632 630 1944 703">使用前事業者検査を実施する際の工程管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1127 703 1187 840">3.5.4</td> <td data-bbox="1187 703 1469 840">主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理</td> <td data-bbox="1469 703 1632 840">—</td> <td data-bbox="1632 703 1944 840">主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1127 840 1187 1050">3.5.5</td> <td data-bbox="1187 840 1469 1050">使用前事業者検査の実施</td> <td data-bbox="1469 840 1632 1050">7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等</td> <td data-bbox="1632 840 1944 1050">適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1127 1050 1187 1207">調達 3.6</td> <td data-bbox="1187 1050 1469 1207">設工認における調達管理の方法</td> <td data-bbox="1469 1050 1632 1207">7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等</td> <td data-bbox="1632 1050 1944 1207">適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理</td> </tr> </table> <p data-bbox="1023 1155 1944 1207">※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認	調達 3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理	
3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること																							
3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定																							
3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理																							
3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理																							
3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認																							
調達 3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理																							

	 <p data-bbox="1127 1648 1840 1680">第 3.2-1 図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり</p>	<p data-bbox="1944 1239 2878 1281">詳細な内容は設工認に記載されることから削除</p>
--	---	--

<p data-bbox="94 1722 1023 1764">3.3 設計に係る品質管理の方法</p> <p data-bbox="94 1764 1023 1963">設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設置許可における設計として、「設置許可に係る設計開発に用いる情報の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「設置変更許可申請（届出）書作成のための設計」及び「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。以下に各段階の活動内容を示す。</p>	<p data-bbox="1023 1722 1944 1764">3.3 設計に係る品質管理の方法</p> <p data-bbox="1023 1764 1944 1963">設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」及び「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。以下に各段階の活動内容を示す。</p>	<p data-bbox="1944 1764 2878 1806">設置許可における記載に修正</p>
---	--	--

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>3.3.1 設置許可に係る設計開発に用いる情報の明確化 設計を主管する箇所の長は、設置許可に係る設計開発に用いる情報を「3.3 設計に係る品質管理の方法」に基づき作成する設置許可における設計を実施するための計画に明確にする。</p> <p>・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号）」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された「〇〇発電所発電用原子炉設置変更許可申請書」（以下「設置変更許可申請書」という。）</p> <p>・技術基準規則</p> <p>また、必要に応じて以下を参照する。</p> <p>・許可された設置変更許可申請書の添付書類</p> <p>・設置許可基準規則の解釈</p> <p>・技術基準規則の解釈</p>	<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号）」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された「〇〇発電所発電用原子炉設置変更許可申請書」（以下「設置変更許可申請書」という。）</p> <p>・技術基準規則</p> <p>また、必要に応じて以下を参照する。</p> <p>・許可された設置変更許可申請書の添付書類</p> <p>・設置許可基準規則の解釈</p> <p>・技術基準規則の解釈</p>	<p>設置許可における記載に修正</p>
<p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。</p> <p>適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。</p> <p>抽出した結果を様式-2(1/2)～(2/2)「設備リスト」(以下「様式-2」という。)の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備/運用、既設/新設、要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則別表第二の記載対象設備に該当の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則別表第二に関連する施設区分/設備区分及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無を明確にする。</p>	<p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。</p> <p>適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。</p> <p>抽出した結果を様式-2(1/2)～(2/2)「設備リスト」(以下「様式-2」という。)の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備/運用、既設/新設、要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則別表第二の記載対象設備に該当の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則別表第二に関連する施設区分/設備区分及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無を明確にする。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法> 設工認添付資料 (品管説明書) [案]	差異説明
	 <p data-bbox="1190 892 1768 926">第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について</p>	<p data-bbox="1952 247 2507 281">詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p data-bbox="112 1033 759 1062">3.3.2 設置変更許可申請 (届出) 書作成のための設計</p> <p data-bbox="112 1066 1012 1129">設計を主管する箇所の長は、設置変更許可申請 (届出) 書作成のための設計を実施する。</p> <ul data-bbox="112 1134 1012 1367" style="list-style-type: none"> ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。 ・「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。 ・「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。 ・「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果について、検証を実施する。 <p data-bbox="112 1371 685 1400">これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。</p>	<p data-bbox="1032 1033 1813 1062">3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p data-bbox="1032 1066 1932 1129">設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</p> <ul data-bbox="1032 1134 1932 1367" style="list-style-type: none"> ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。 ・「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。 ・「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。 ・「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果について、検証を実施する。 <p data-bbox="1032 1371 1596 1400">これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。</p>	<p data-bbox="1952 1033 2297 1062">設置許可における記載に修正</p>
<p data-bbox="112 1409 516 1438">(1) 基本設計方針の作成 (設計1)</p> <p data-bbox="112 1442 1012 1650">設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した3.3.2で抽出した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p data-bbox="112 1654 605 1684">a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理</p> <p data-bbox="112 1688 1012 1787">設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p data-bbox="112 1791 1012 1919">(a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方」(以下「様式-3」という。)の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。</p> <p data-bbox="112 1923 1012 1953">(b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4(1/2)～(2/2)「施設と条文の対</p>	<p data-bbox="1032 1409 1436 1438">(1) 基本設計方針の作成 (設計1)</p> <p data-bbox="1032 1442 1932 1650">設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p data-bbox="1032 1654 1525 1684">a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理</p> <p data-bbox="1032 1688 1932 1787">設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p data-bbox="1032 1791 1932 1919">(a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方」(以下「様式-3」という。)の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。</p> <p data-bbox="1032 1923 1932 1953">(b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4(1/2)～(2/2)「施設と条文の対</p>	<p data-bbox="1952 1438 2507 1472">詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>比一覧表」(以下「様式-4」という。)の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>(c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を実用炉規則別表第二の設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表」(以下「様式-5」という。)で機器として整理する。</p> <p>また、様式-4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式-5で整理する。</p>	<p>比一覧表」(以下「様式-4」という。)の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>(c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を実用炉規則別表第二の設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表」(以下「様式-5」という。)で機器として整理する。</p> <p>また、様式-4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式-5で整理する。</p>	
<p>b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。</p> <p>なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。</p> <p>(a) 様式-7「要求事項との対比表」(以下「様式-7」という。)に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。</p> <p>(b) 基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの設工認申請書の添付書類作成の考え方(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「各条文の設計の考え方」(以下「様式-6」という。)に取りまとめる。</p> <p>(c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。</p> <p>(d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請書の添付書類との関連性を様式-5で明確にする。</p>	<p>b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。</p> <p>なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。</p> <p>(a) 様式-7「要求事項との対比表」(以下「様式-7」という。)に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。</p> <p>(b) 基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの設工認申請書の添付書類作成の考え方(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「各条文の設計の考え方」(以下「様式-6」という。)に取りまとめる。</p> <p>(c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。</p> <p>(d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請書の添付書類との関連性を様式-5で明確にする。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、様式-2で3.3.2で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>a. 基本設計方針の整理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、基本設計方針(「3.3.3(1)基本設計方針の作成」参照)に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。</p> <p>(a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。</p> <p>(b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。</p> <p>(c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。</p> <p>(d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」(以下「様式-8」という。)の「基本設計方針」欄に整理する。</p> <p>(e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があ</p>	<p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>a. 基本設計方針の整理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、基本設計方針(「3.3.3(1)基本設計方針の作成」参照)に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。</p> <p>(a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。</p> <p>(b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。</p> <p>(c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。</p> <p>(d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」(以下「様式-8」という。)の「基本設計方針」欄に整理する。</p> <p>(e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があ</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>った条文に対応した基本設計方針を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義(基本設計方針で使用されている用語の説明) ・冒頭宣言(設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの) ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針(既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針) ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針(当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針) <p>b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(対象設備の仕様を含む。)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。</p> <p>また、具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。</p> <p>(a) 第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針(要求機能、性能目標、防護方針等を含む。)を定めるための設計を実施する。</p> <p>(b) 様式-6で明確にした、詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。</p> <p>イ. 評価を行う場合</p> <p>詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。</p> <p>また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。</p> <p>ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合</p> <p>複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。</p> <p>ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合</p> <p>設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。</p> <p>ニ. 他号機と共用する設備の設計を行う場合</p> <p>他号機と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。</p> <p>上記イ〜ニの場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。</p> <p>また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1を用いて資料2-2に示すとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に整理する。</p> <p>(c) 第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対</p>	<p>った条文に対応した基本設計方針を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義(基本設計方針で使用されている用語の説明) ・冒頭宣言(設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの) ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針(既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針) ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針(当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針) <p>b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(対象設備の仕様を含む。)</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。</p> <p>また、具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。</p> <p>(a) 第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針(要求機能、性能目標、防護方針等を含む。)を定めるための設計を実施する。</p> <p>(b) 様式-6で明確にした、詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。</p> <p>イ. 評価を行う場合</p> <p>詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。</p> <p>また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。</p> <p>ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合</p> <p>複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。</p> <p>ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合</p> <p>設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。</p> <p>ニ. 他号機と共用する設備の設計を行う場合</p> <p>他号機と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。</p> <p>上記イ〜ニの場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。</p> <p>また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1を用いて資料2-2に示すとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に整理する。</p> <p>(c) 第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

応を取りまとめる。

応を取りまとめる。

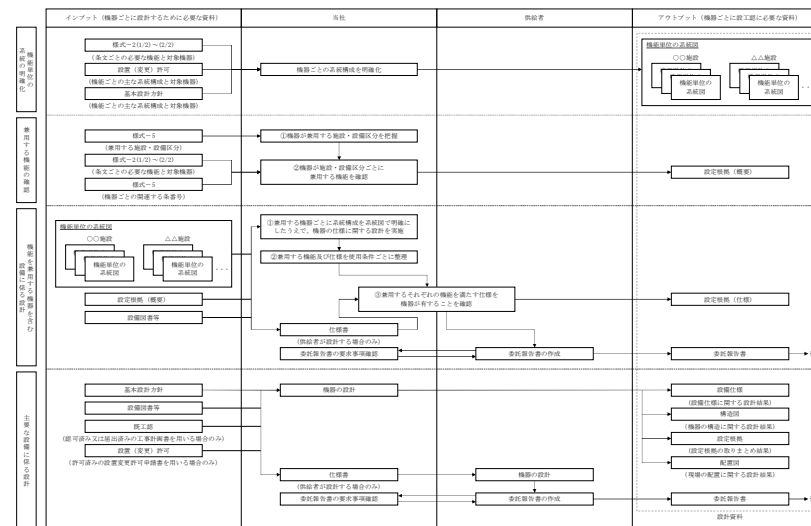
第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要な主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係

第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要な主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係

要求種別		主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録
設備	設置要求	目的とする機能・性能を有する設備の選定 配置設計	・設計資料 ・設備図書 (図面、構造図、仕様書) 等
	機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	・設計資料 ・系統図 ・設備図書 (図面、構造図、仕様書) 等
		目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様	・設計資料 ・設備図書 (図面、構造図、仕様書) ・インターロック線図 ・算出根拠 (計算式等) ・カタログ 等
	評価要求	対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価	・設計資料 ・有効性評価結果 (設置変更許可申請書での安全解析の結果を含む。) ・解析計画 (解析方針) ・委託報告書 (解析結果) ・手計算結果 等
運用	保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画	維持又は運用のための計画の作成 -	

要求種別		主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録
設備	設置要求	目的とする機能・性能を有する設備の選定 配置設計	・設計資料 ・設備図書 (図面、構造図、仕様書) 等
	機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	・設計資料 ・系統図 ・設備図書 (図面、構造図、仕様書) 等
		目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様	・設計資料 ・設備図書 (図面、構造図、仕様書) ・インターロック線図 ・算出根拠 (計算式等) ・カタログ 等
	評価要求	対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価	・設計資料 ・有効性評価結果 (設置変更許可申請書での安全解析の結果を含む。) ・解析計画 (解析方針) ・委託報告書 (解析結果) ・手計算結果 等
運用	保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画	維持又は運用のための計画の作成 -	

詳細な内容は設工認で記載されることから削除



第3.3-2図 主要な設備の設計

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料（品管説明書）[案]	差異説明
<p>c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計なお、設置変更許可申請（届出）書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し品質を確保する。</p>	<p>c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>設置許可の記載に修正</p>
<p>(a) 調達による解析の管理 基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>(a) 調達による解析の管理 基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>イ. 調達による解析 調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成26年3月 一般社団法人原子力安全推進協会）」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制の下で解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。 なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付3「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。 (イ) 解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務実施計画書等により文書化する。 なお、解析業務の計画には、以下に示す事項の計画を明確にする。 ・解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。） ・使用する計算機プログラムとその検証結果※ ※：解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラム検証後にその結果を当社へ提出させる。 ・解析業務の実施体制 ・解析結果の検証 ・委託報告書の確認 ・解析業務の変更管理 ・記録の保管管理 (ロ) 解析業務に係る必要な力量を定めるとともに、従事する要員（原解析者・検証者）は必要な力量を有した者とする。 ロ. 計算機プログラム（解析コード）の管理 計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。 ・簡易的なモデルによる解析解の検算 ・標準計算事例を用いた解析による検証 ・実験又はベンチマーク試験結果との比較 ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 等 ハ. 解析業務で用いる入力情報の伝達 当社は供給者に対し調達管理に基づく品質マネジメントシステム上の要求事項として、ISO9001の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求する。 これにより、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。</p>	<p>イ. 調達による解析 調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成26年3月 一般社団法人原子力安全推進協会）」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制の下で解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。 なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付3「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。 (イ) 解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務実施計画書等により文書化する。 なお、解析業務の計画には、以下に示す事項の計画を明確にする。 ・解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。） ・使用する計算機プログラムとその検証結果※ ※：解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラム検証後にその結果を当社へ提出させる。 ・解析業務の実施体制 ・解析結果の検証 ・委託報告書の確認 ・解析業務の変更管理 ・記録の保管管理 (ロ) 解析業務に係る必要な力量を定めるとともに、従事する要員（原解析者・検証者）は必要な力量を有した者とする。 ロ. 計算機プログラム（解析コード）の管理 計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。 ・簡易的なモデルによる解析解の検算 ・標準計算事例を用いた解析による検証 ・実験又はベンチマーク試験結果との比較 ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 等 ハ. 解析業務で用いる入力情報の伝達 当社は供給者に対し調達管理に基づく品質マネジメントシステム上の要求事項として、ISO9001の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求する。 これにより、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。</p> <p>ニ. 入力根拠の作成 供給者に、解析業務実施計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした入力根拠書を作成させ、また計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。</p> <p>(b) 手計算による自社解析 自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。</p>	<p>また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。</p> <p>ニ. 入力根拠の作成 供給者に、解析業務実施計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした入力根拠書を作成させ、また計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。</p> <p>(b) 手計算による自社解析 自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。</p>	
<p>3.3.3 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設置変更許可申請(届出)書作成のための設計」の「設計1」及び「設計2」で取りまとめた様式-8を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット(「3.3.1 設置許可に係る設計開発に用いる情報の明確化」で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。</p>	<p>(3) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」で取りまとめた様式-8を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット(「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。</p>	設置許可の記載に修正
<p>(4) 設工認申請(届出)書の作成 設計を主管する箇所の長は、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。</p>	<p>(4) 設工認申請(届出)書の作成 設計を主管する箇所の長は、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
<p>a. 要目表の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実用炉規則別表第二の「記載すべき事項」の要求に従って、必要な事項(種類、主要寸法、材料、個数等)を設備ごとに表(要目表)又は図面等に取りまとめる。</p>	<p>a. 要目表の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実用炉規則別表第二の「記載すべき事項」の要求に従って、必要な事項(種類、主要寸法、材料、個数等)を設備ごとに表(要目表)又は図面等に取りまとめる。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
<p>b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二に示された発電用原子炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。</p>	<p>b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二に示された発電用原子炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
<p>c. 工事の方法の作成 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。</p>	<p>c. 工事の方法の作成 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
<p>d. 各添付書類の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果、及び設計の妥当性に関する説明</p>	<p>d. 各添付書類の作成 設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果、及び設計の妥当性に関する説明</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、実用炉規則別表第二に示された添付書類を作成する。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム(解析コード)の概要」を作成する。</p>	<p>が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、実用炉規則別表第二に示された添付書類を作成する。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム(解析コード)の概要」を作成する。</p>	
<p>e. 設工認申請書案のチェック</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作成した設工認申請書案について、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。</p> <p>(a) 設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。</p> <p>(b) チェックの結果としてコメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。</p> <p>(c) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請書案のチェックを完了する。</p>	<p>e. 設工認申請書案のチェック</p> <p>設計を主管する箇所の長は、作成した設工認申請書案について、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。</p> <p>(a) 設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。</p> <p>(b) チェックの結果としてコメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。</p> <p>(c) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請書案のチェックを完了する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>(5) 設工認申請(届出)書の承認</p> <p>「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」を実施した設工認申請書案について、設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>また、設工認申請書の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全委員会の審議及び確認を得た設工認申請書について、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きを承認する。</p>	<p>(5) 設工認申請(届出)書の承認</p> <p>「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」を実施した設工認申請書案について、設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>また、設工認申請書の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全委員会の審議及び確認を得た設工認申請書について、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きを承認する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>3.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p>	<p>3.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p>	<p>設置許可の記載に修正</p>
<p>3.3.5 新検査制度移行に際しての設置許可における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設置許可における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに設置変更許可申請(届出)書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品を検証している場合には、これらの業務に対して品質管理に関する事項に基づく設計管理は適用しない。</p>		<p>設置許可特有の記載として追加</p>
<p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p>	<p>3.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)</p> <p>工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための具体的な設計(設計3)を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。</p> <p>(1) 自社で設計する場合</p> <p>本店組織又は発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。</p> <p>(2) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合</p> <p>本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。</p> <p>また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p> <p>(3) 「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達しかつ調達管理として「設計3」を管理する場合</p> <p>発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の</p>	<p>3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)</p> <p>工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための具体的な設計(設計3)を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。</p> <p>(1) 自社で設計する場合</p> <p>本店組織又は発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。</p> <p>(2) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合</p> <p>本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。</p> <p>また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p> <p>(3) 「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達しかつ調達管理として「設計3」を管理する場合</p> <p>発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。 (4) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達しかつ調達管理として「設計3」を管理する場合 本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、本店組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p>	<p>方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。 (4) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達しかつ調達管理として「設計3」を管理する場合 本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。 また、本店組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。</p>	
<p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。 なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。</p>	<p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。 なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
<p>3.5 使用前事業者検査の方法 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「検査・試験通達」に従い、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p>	<p>3.5 使用前事業者検査の方法 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「検査・試験通達」に従い、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
<p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 ①実設備の仕様の適合性確認 ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。 これらの項目のうち、①を設工認品質管理計画の第 3.5-1 表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る使用前事業者検査(以下「QA 検査」という。)として実施する。 ②については工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。 また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録(工事実施箇所が採取した記録・ミルシート等。)の信頼性確認(記録確認検査や抜取検査の信頼性確保)を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	<p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 ①実設備の仕様の適合性確認 ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。 これらの項目のうち、①を設工認品質管理計画の第 3.5-1 表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る使用前事業者検査(以下「QA 検査」という。)として実施する。 ②については工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。 また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録(工事実施箇所が採取した記録・ミルシート等。)の信頼性確認(記録確認検査や抜取検査の信頼性確保)を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式-8に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を計画する。</p>	<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式-8に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を計画する。</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書) [案]	差異説明																																												
<p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.3-1 表の要求種別ごとに第 3.5-1 表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8 に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。</p>	<p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.3-1 表の要求種別ごとに第 3.5-1 表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8 に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。</p>																																													
<p>(1) 使用前事業者検査の方法の決定</p> <p>検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.3-1 表の要求種別ごとに定めた第 3.5-1 表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目の考え方を使得、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。第 3.5-1 表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第 3.5-2 表に示す。</p> <p>a. 様式-8 の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。</p> <p>b. 決定された検査項目より、第 3.5-2 表に示す「検査項目、検査概要、判定基準の考え方について(代表例)」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。</p> <p>c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8 の「確認方法」欄に取りまとめる。なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。</p> <p>(a) 検査項目 (b) 検査方法</p>	<p>(1) 使用前事業者検査の方法の決定</p> <p>検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第 3.3-1 表の要求種別ごとに定めた第 3.5-1 表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目の考え方を使得、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。第 3.5-1 表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第 3.5-2 表に示す。</p> <p>a. 様式-8 の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。</p> <p>b. 決定された検査項目より、第 3.5-2 表に示す「検査項目、検査概要、判定基準の考え方について(代表例)」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。</p> <p>c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8 の「確認方法」欄に取りまとめる。なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。</p> <p>(a) 検査項目 (b) 検査方法</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>																																												
<p>第 3.5-1 表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点</p> <table border="1" data-bbox="231 1165 902 1822"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設備 設計要求</td> <td>設置要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機能要求</td> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)</td> <td>要目表の記載どおりであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>評価要求</td> <td>解析書のインプット条件等の要求事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>運用 運用要求</td> <td>手順確認</td> <td>(保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> <td>据付検査 状態確認検査 外観検査 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査 内容に応じて、設置要求、機能要求の検査を適用 状態確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	設備 設計要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	運用 運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査 内容に応じて、設置要求、機能要求の検査を適用 状態確認検査	<p>第 3.5-1 表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点</p> <table border="1" data-bbox="1145 1165 1816 1822"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設備 設計要求</td> <td>設置要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機能要求</td> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)</td> <td>要目表の記載どおりであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>評価要求</td> <td>解析書のインプット条件等の要求事項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>運用 運用要求</td> <td>手順確認</td> <td>(保安規定) 手順化されていることを確認する。</td> <td>据付検査 状態確認検査 外観検査 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査 内容に応じて、設置要求、機能要求の検査を適用 状態確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	設備 設計要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。	系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	運用 運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査 内容に応じて、設置要求、機能要求の検査を適用 状態確認検査	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目																																											
設備 設計要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。																																											
	機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。																																											
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。																																											
		上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。																																											
評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。																																												
運用 運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査 内容に応じて、設置要求、機能要求の検査を適用 状態確認検査																																											
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目																																											
設備 設計要求	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。																																											
	機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。																																											
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。																																											
		上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。																																											
評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。																																												
運用 運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査 材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査 据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査 内容に応じて、設置要求、機能要求の検査を適用 状態確認検査																																											

設置許可添付 1 1 [案]			<新法>設工認添付資料 (品管説明書) [案]			差異説明
第3.5-2表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について (代表例)			第3.5-2表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について (代表例)			
検査項目	検査概要	判定基準の考え方	検査項目	検査概要	判定基準の考え方	
材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格 ^{※1※2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。	材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格 ^{※1※2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に適合すること。	
寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。	寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。	
外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。	外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。	
据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおり設置されていること。	据付検査 (組立て及び据付け状態を確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・設工認に記載のとおり設置されていること。	
耐圧検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。	耐圧検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。	
漏えい検査	・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいがないこと。	漏えい検査	・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視により確認する。	・検査圧力により著しい漏えいがないこと。	
建物・構築物構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格 ^{※1※2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。	建物・構築物構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格 ^{※1※2} 等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。	
機能・性能検査特性検査	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。	機能・性能検査特性検査	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なることを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なること。	
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。		・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。	
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録 (工場での試験記録等を含む。) 又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。		・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録 (工場での試験記録等を含む。) 又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。	
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備又は計測制御設備について、ロジック確認、インターロック確認及び警報確認等を行い、設備の機能・性能又は特性を、記録又は目視により確認する。	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。		・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備又は計測制御設備について、ロジック確認、インターロック確認及び警報確認等を行い、設備の機能・性能又は特性を、記録又は目視により確認する。	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。	
	・外観検査 建物、構築物、非常用電源設備等の完成状態を、記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 ・設工認に記載のとおり設置されていること。		・外観検査 建物、構築物、非常用電源設備等の完成状態を、記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 ・設工認に記載のとおり設置されていること。	
・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を、記録 (工場での校正記録等を含む。) 又は目視により確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内にあること。	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を、記録 (工場での校正記録等を含む。) 又は目視により確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内にあること。			
状態確認検査	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が、設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が適切であること。	状態確認検査	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が、設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が適切であること。	

設置許可添付 1 1 [案]		<新法>設工認添付資料 (品管説明書) [案]		差異説明																						
<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 評価要求に対するインプット条件 (耐震サポート等) との整合性確認を、記録又は目視により確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 評価条件を満足していること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運用された手順が整備され、利用できること。 </td> </tr> <tr> <td> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 </td> </tr> <tr> <td> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 </td> </tr> </table> <p>※1：消防法及びJIS ※2：設計の際に採用した適用基準又は適用規格 ※3：基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項を対象とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 評価要求に対するインプット条件 (耐震サポート等) との整合性確認を、記録又は目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価条件を満足していること。 		<ul style="list-style-type: none"> 運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用された手順が整備され、利用できること。 	機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 	事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 評価要求に対するインプット条件 (耐震サポート等) との整合性確認を、記録又は目視により確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 評価条件を満足していること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運用された手順が整備され、利用できること。 </td> </tr> <tr> <td> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 </td> </tr> <tr> <td> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 </td> </tr> </table> <p>※1：消防法及びJIS ※2：設計の際に採用した適用基準又は適用規格 ※3：基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項を対象とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 評価要求に対するインプット条件 (耐震サポート等) との整合性確認を、記録又は目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価条件を満足していること。 		<ul style="list-style-type: none"> 運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用された手順が整備され、利用できること。 	機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 	事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 評価要求に対するインプット条件 (耐震サポート等) との整合性確認を、記録又は目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価条件を満足していること。 																								
	<ul style="list-style-type: none"> 運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用された手順が整備され、利用できること。 																								
機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 																								
事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 																								
	<ul style="list-style-type: none"> 評価要求に対するインプット条件 (耐震サポート等) との整合性確認を、記録又は目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価条件を満足していること。 																								
	<ul style="list-style-type: none"> 運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用された手順が整備され、利用できること。 																								
機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。 																								
事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。 																								
3.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整の上、発電所全体の主要工程及び調達先の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。 なお、検査計画は、進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。	3.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整の上、発電所全体の主要工程及び調達先の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。 なお、検査計画は、進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。	詳細な内容は設工認に記載されることから削除																								
3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理 主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。 また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表 (溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等) により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理 主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。 また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表 (溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等) により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。	詳細な内容は設工認に記載されることから削除																								
3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、「検査・試験通達」に基づき、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。	3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、「検査・試験通達」に基づき、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。	詳細な内容は設工認に記載されることから削除																								
(1) 使用前事業者検査の独立性確保 検査を担当する箇所の長は、組織的独立した箇所に検査の実施を依頼する。 なお、主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査においては、専門知識・力量の維持の観点から検査担当者が記録を採取し確認を行い一部製作工程を進める場合がある。その場合は、検査員が記録確認検査・抜取立会検査を行い検査の信頼性を確保する。 設備の仕様の適合性確認においては、設備重要度、検査の内容に応じて、第3.5-3表により独立の程度を基本として決定する。 第3.5-3表 独立確保の程度	(1) 使用前事業者検査の独立性確保 検査を担当する箇所の長は、組織的独立した箇所に検査の実施を依頼する。 なお、主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査においては、専門知識・力量の維持の観点から検査担当者が記録を採取し確認を行い一部製作工程を進める場合がある。その場合は、検査員が記録確認検査・抜取立会検査を行い検査の信頼性を確保する。 設備の仕様の適合性確認においては、設備重要度、検査の内容に応じて、第3.5-3表により独立の程度を基本として決定する。 第3.5-3表 独立確保の程度	詳細な内容は設工認に記載されることから削除																								
<table border="1"> <tr> <td>検査内容</td> <td>A. 機能・性能を確認する最終段の検査</td> <td>B. 機器の構造等を確認する検査</td> <td>C. 事後検証可能な検査</td> </tr> <tr> <td>設備重要度</td> <td>特に高い信頼性※1 (特高)</td> <td>高い信頼性※2 (高)</td> <td>標準※2</td> </tr> <tr> <td>クラス1※1</td> <td></td> <td>・1回以上の抜取立会</td> <td></td> </tr> </table>	検査内容	A. 機能・性能を確認する最終段の検査	B. 機器の構造等を確認する検査	C. 事後検証可能な検査	設備重要度	特に高い信頼性※1 (特高)	高い信頼性※2 (高)	標準※2	クラス1※1		・1回以上の抜取立会		<table border="1"> <tr> <td>検査内容</td> <td>A. 機能・性能を確認する最終段の検査</td> <td>B. 機器の構造等を確認する検査</td> <td>C. 事後検証可能な検査</td> </tr> <tr> <td>設備重要度</td> <td>特に高い信頼性※1※2 (特高)</td> <td>高い信頼性※2 (高)</td> <td>標準※2</td> </tr> <tr> <td>クラス1※1</td> <td></td> <td>・1回以上の抜取立会</td> <td></td> </tr> </table>	検査内容	A. 機能・性能を確認する最終段の検査	B. 機器の構造等を確認する検査	C. 事後検証可能な検査	設備重要度	特に高い信頼性※1※2 (特高)	高い信頼性※2 (高)	標準※2	クラス1※1		・1回以上の抜取立会		
検査内容	A. 機能・性能を確認する最終段の検査	B. 機器の構造等を確認する検査	C. 事後検証可能な検査																							
設備重要度	特に高い信頼性※1 (特高)	高い信頼性※2 (高)	標準※2																							
クラス1※1		・1回以上の抜取立会																								
検査内容	A. 機能・性能を確認する最終段の検査	B. 機器の構造等を確認する検査	C. 事後検証可能な検査																							
設備重要度	特に高い信頼性※1※2 (特高)	高い信頼性※2 (高)	標準※2																							
クラス1※1		・1回以上の抜取立会																								

設置許可添付 1 1 [案]				<新法> 設工認添付資料 (品管説明書) [案]				差異説明
<p>クラス2^{※1} SA常設設備</p> <p>上記以外の設備</p>	<p>・複数の抜取立会い</p>	<p>取立会い</p>	<p>い</p>	<p>クラス2^{※1} SA常設設備</p> <p>上記以外の設備</p>	<p>・複数の抜取立会い</p>	<p>取立会い</p>	<p>い</p>	
<p>※1：発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要度</p> <p>※2：検査実施責任者に加え検査員が合否判定を行う場合は、検査員の組織的独立を確保する。</p> <p>※3：事後検証可能な場合は、「標準」としてもよい。</p>				<p>※1：発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要度</p> <p>※2：検査実施責任者に加え検査員が合否判定を行う場合は、検査員の組織的独立を確保する。</p> <p>※3：事後検証可能な場合は、「標準」としてもよい。</p>				
<p>(2) 使用前事業者検査の体制</p> <p>検査を担当する箇所の長は、第3.5-1図を参考に、使用前事業者検査の体制を検査要領書で明確にする。</p> <p>なお、検査における役務は、以下のとおりとする。</p> <p>a. 総括責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所における保安に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。(燃料体に係る検査を除く。) ・燃料体の工事に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。(燃料体に係る検査に限る。) <p>b. 主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査内容、手法等に対して指導・助言を行うとともに、検査が適切に行われていることを確認する。 ・検査要領書制定時の審査並びに検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を審査する。 ・発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。 ・ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用(電気的設備に係るものを除く。)に関する保安の監督を行う。 ・電気主任技術者は、主に電気設備の構造、機能及び性能に係る事項等、電気工作物の工事、維持及び運用(電気的設備)に関する保安の監督を行う。 <p>c. 品質保証責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの観点から、検査範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを審査する。(QA検査を除く。) <p>d. 検査を担当する箇所の長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。 ・検査実施責任者及び検査協力箇所の長に対して検査作業の実施を依頼する。 ・検査結果を主任技術者に通知する(燃料体に係る検査を除く。)とともに、総括責任者に報告する。 <p>e. 検査実施責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき検査を実施する。 ・検査要領書を制定する。また、検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認、承認し、関係者に周知する。 ・検査員から報告された検査結果(合否判定)が技術基準規則に適合していることを最終確認し、若しくは自らが合否判定を実施し、リリース許可する。 				<p>(2) 使用前事業者検査の体制</p> <p>検査を担当する箇所の長は、第3.5-1図を参考に、使用前事業者検査の体制を検査要領書で明確にする。</p> <p>なお、検査における役務は、以下のとおりとする。</p> <p>a. 総括責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所における保安に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。(燃料体に係る検査を除く。) ・燃料体の工事に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。(燃料体に係る検査に限る。) <p>b. 主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査内容、手法等に対して指導・助言を行うとともに、検査が適切に行われていることを確認する。 ・検査要領書制定時の審査並びに検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を審査する。 ・発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。 ・ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用(電気的設備に係るものを除く。)に関する保安の監督を行う。 ・電気主任技術者は、主に電気設備の構造、機能及び性能に係る事項等、電気工作物の工事、維持及び運用(電気的設備)に関する保安の監督を行う。 <p>c. 品質保証責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの観点から、検査範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを審査する。(QA検査を除く。) <p>d. 検査を担当する箇所の長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。 ・検査実施責任者及び検査協力箇所の長に対して検査作業の実施を依頼する。 ・検査結果を主任技術者に通知する(燃料体に係る検査を除く。)とともに、総括責任者に報告する。 <p>e. 検査実施責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき検査を実施する。 ・検査要領書を制定する。また、検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認、承認し、関係者に周知する。 ・検査員から報告された検査結果(合否判定)が技術基準規則に適合していることを最終確認し、若しくは自らが合否判定を実施し、リリース許可する。 				<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>f. 検査員</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者からの指示に従い、検査を実施する。 検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録の確認により合否判定する。 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査において、検査の合否判定を行い製作工程を進める。また、検査担当者が行った確認(記録採取)箇所の記録確認検査・抜取立会検査を行う。 <p>g. 検査担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者又は検査員からの指示に従い、検査に係る作業を行う。 検査員の役務内容のうち、合否判定以外を行う。 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査において、検査要領書に従い、記録の採取・確認を行い一部製作工程を進める。 <p>h. 検査協力箇所の長</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき、検査員又は検査担当者を指名する。 <p>i. 検査助勢員</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査担当者の指示に従い、検査に係る助勢作業を実施する。 	<p>f. 検査員</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者からの指示に従い、検査を実施する。 検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録の確認により合否判定する。 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査において、検査の合否判定を行い製作工程を進める。また、検査担当者が行った確認(記録採取)箇所の記録確認検査・抜取立会検査を行う。 <p>g. 検査担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者又は検査員からの指示に従い、検査に係る作業を行う。 検査員の役務内容のうち、合否判定以外を行う。 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査において、検査要領書に従い、記録の採取・確認を行い一部製作工程を進める。 <p>h. 検査協力箇所の長</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき、検査員又は検査担当者を指名する。 <p>i. 検査助勢員</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査担当者の指示に従い、検査に係る助勢作業を実施する。 	
<p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査・試験通達」に基づき、「3.5.2 (1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。</p> <p>また、検査を担当する箇所の長は、検査目的、検査場所、検査範囲、設備項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、検査手順、検査工程、検査用測定機器、検査成績書の事項等を記載した検査要領書を作成し、主任技術者(燃料体に係る検査を除く。)及び品質保証責任者(QA検査は除く。)の審査を経て検査実施責任者が制定する。</p> <p>なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にするとともに、適合性確認対象設備ではない使用前事業者検査の対象を明確にする。</p> <p>各検査項目における代替検査を行う場合、「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p>	<p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査・試験通達」に基づき、「3.5.2 (1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。</p> <p>また、検査を担当する箇所の長は、検査目的、検査場所、検査範囲、設備項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、検査手順、検査工程、検査用測定機器、検査成績書の事項等を記載した検査要領書を作成し、主任技術者(燃料体に係る検査を除く。)及び品質保証責任者(QA検査は除く。)の審査を経て検査実施責任者が制定する。</p> <p>なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にするとともに、適合性確認対象設備ではない使用前事業者検査の対象を明確にする。</p> <p>各検査項目における代替検査を行う場合、「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p>	<p>詳細な内容は設工認に記載されることから削除</p>
<p>(4) 代替検査の確認方法の決定</p> <p>a. 代替検査の条件</p> <p>代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐圧検査で圧力を加えることができない場合 構造上外観が確認できない場合 系統に実注入ができない場合 電路に通電できない場合 当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)※ <p>※:「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)」とは、以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がない場合 寸法検査記録がなく、実測不可の場合 <p>b. 代替検査の評価</p>	<p>(4) 代替検査の確認方法の決定</p> <p>a. 代替検査の条件</p> <p>代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐圧検査で圧力を加えることができない場合 構造上外観が確認できない場合 系統に実注入ができない場合 電路に通電できない場合 当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)※ <p>※:「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)」とは、以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がない場合 寸法検査記録がなく、実測不可の場合 <p>b. 代替検査の評価</p>	<p>詳細な内容は設工認に記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による審査を経て適用する。</p> <p>なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称 ・検査項目 ・検査目的 ・通常の方法で検査ができない理由 <p>(例) 既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすための困難性 現状の設備構成上の困難性 作業環境における困難性 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替検査の手法及び判定基準 ・検査目的に対する代替性の評価 	<p>検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による審査を経て適用する。</p> <p>なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称 ・検査項目 ・検査目的 ・通常の方法で検査ができない理由 <p>(例) 既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすための困難性 現状の設備構成上の困難性 作業環境における困難性 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替検査の手法及び判定基準 ・検査目的に対する代替性の評価 	
<p>(5) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査員等を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で使用前事業者検査を実施し、その結果を検査を担当する箇所の長に報告する。</p> <p>報告を受けた検査を担当する箇所の長は、検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと、及び検査結果が判定基準を満足していることを確認したのち、検査結果を受領する。</p> <p>また、検査を担当する箇所の長は、受領した検査結果を主任技術者に通知する(燃料体に係る検査を除く。)とともに、総括責任者に報告する。</p>	<p>(5) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査員等を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で使用前事業者検査を実施し、その結果を検査を担当する箇所の長に報告する。</p> <p>報告を受けた検査を担当する箇所の長は、検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと、及び検査結果が判定基準を満足していることを確認したのち、検査結果を受領する。</p> <p>また、検査を担当する箇所の長は、受領した検査結果を主任技術者に通知する(燃料体に係る検査を除く。)とともに、総括責任者に報告する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
	 <p>第 3.5-1 図 検査実施体制 (例)</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>3.4 設置許可における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に基づき、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p>	<p>3.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に基づき、以下に示す管理を実施する。</p>	<p>設置許可の記載に修正</p>
<p>3.4.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>(添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「1. 供給者の技術的評価」参照)</p>	<p>3.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>(添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「1. 供給者の技術的評価」参照)</p>	<p>設置許可の記載に修正</p>

3.4.2 供給者の選定
 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、設置許可における設計に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、以下に示す業務の重要度に応じてグレード分けの区分(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼を行い管理する。

調達要求事項と検査・試験に係るグレード分け

項目	グレードの区分	SA可搬			
		A、Bクラス	Cクラス	SA常設	工事等含む 購入のみ
調達要求事項	機器仕様	○	○	○	○
	適用法令等	○	○	○	○
	設計要求事項	○	○	○	○
	材料・製作・据付等	○	○	○	○
	要員の適格性	○	○	○	○
	品質マネジメントシステム要求事項	○	—※1	○	—
	不適合の報告・処理	○	—※1	○	—
	安全文化醸成活動	○	—※1	○	—
	調達要求事項適合の記録	○	○	○	○
	調達後の技術情報提供	○	○	○	○
	解析業務	○※2	—※1,※2	○※2	○※2
	耐震・強度計算等	○※2	—※1,※2	○※2	○※2
検査・試験	材料検査	○	○	○	—※2
	寸法検査	○	○	○	—※2
	非破壊検査	○	○	○	—※2
	耐圧・漏えい検査	○	○	○	—※2
	外観検査	○	○	○	○
	性能機能検査	○	○	○	—※2

○：該当あり —：該当なし

※1：Cクラスのうち、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請、及び設工認届出の対象設備並びに使用前事業者検査(溶接)の対象設備に適用する。

※2：必要に応じ実施する。

別表4 業務委託に係るグレード分け

グレードの区分	内容	品質保証計画書	品質監査
グレードⅠ	成果が設備・業務に直接反映される委託 ・関連法令に定める「設工認申請(届出)」及び検査に係る業務 ・重要度分類Aクラス又はBクラスの設備の設計・評価に係る役務等	○	○
グレードⅡ	成果が設備・業務に直接反映される委託 ・上記以外	—※	—
グレードⅢ	成果が設備・業務に直接反映されない委託	—	—

※：業務に従事する要員の必要な力量等を含めた「品質管理事項の説明書」を、供給者から提出させる。

3.6.2 供給者の選定
 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。
 また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

設置許可の記載に修正

3.4.3 調達製品の調達管理
 業務の実施に際し、当社においては、原子力安全に及ぼす影響に応じて、設計管理及び調達管理に係るグレード分けを適用している。
 設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までのグレードごとの流れ、各グレードで実施した各段階の管理及び組織内外の部門間の相互関係を添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別図1(1/3)～(3/3)」に示す。
 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、

3.6.3 調達製品の調達管理
 業務の実施に際し、当社においては、原子力安全に及ぼす影響に応じて、設計管理及び調達管理に係るグレード分けを適用している。
 設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までのグレードごとの流れ、各グレードで実施した各段階の管理及び組織内外の部門間の相互関係を添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別図1(1/3)～(3/3)」に示す。
 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、

設置許可の記載に修正

設置許可添付11 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書) [案]	差異説明
<p>原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、グレード分けの区分(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p>	<p>原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、グレード分けの区分(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p>	<p>設置許可の記載に修正</p>
<p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa～oを記載し品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理*する。(「3.4.3(2) 調達製品の管理」参照) ※：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス、Cクラス又は「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、設計・開発を適用する場合は、仕様書の作成に必要な設計として、添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「2. 仕様書作成のための設計について」の活動を実施する。 a. 工事又は購入に関する機器仕様(グレード分け(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)を含む。) b. 供給者が実施する業務範囲 c. 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する以下の要求事項(出荷許可の方法を含む。) (a) 法令、基準、規格、仕様、図面、プロセス要求事項等の技術文書の引用 (b) 当社の承認を必要とする範囲(手順、プロセス等) (c) 適用する法令、基準、規格等への適合性及び技術的な妥当性等を保証するために必要な要求事項 (d) グレード分け(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)に応じた性能、機能、設計のインターフェイス、材料・部品、製作、据付、検査・試験、洗浄、保管、取扱い、梱包、運転上の要求事項等の要求の範囲・程度 (e) 主要部材の品名・仕様(寸法・材質等)、数量 (f) 部材の保存に関する要求事項 (g) 検査・試験に関する要求事項 (h) 特殊な装置等を取り扱う場合、装置等を安全かつ適正に使用するために必要な設備の機能・取扱方法 (i) 設備が安全かつ適正に機能するために必要な運転操作、並びに保守及び保管における注意・考慮すべき事項 d. 要員の適格性確認に関する要求事項 e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 (a) 当社が要求する品質マネジメントシステム規格* ※：ISO9001を基本とし、設工認品質管理計画及び保安規定の要求事項及びIAEA基準の特徴、並びにキャスク問題等の不適合反映の要求事項を考慮した、原子力発電所の保守等に係る品質マネジメントシステム仕様をいう。 (b) 文書・記録に関する要求事項 (c) 外注先使用時における要求事項 f. 特殊工程等に関する要求事項 g. 秘密情報の範囲 h. 不適合の報告及び不適合の処理に関する要求事項 i. 健全な安全文化を育成し及び維持するために必要な要求事項 j. 調達製品を当社に引き渡す場合における調達要求事項への適合の証拠となる記録の提出に関する要求事項 k. 製品の引渡し後における製品の維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の提供及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する要求事項 l. 解析業務に関する要求事項(解析委託の管理については、添付3「設工認における解析管理について」参照) m. 悪天候における屋外機材の安全確保措置</p>	<p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa～oを記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理*する。(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照) ※：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス、Cクラス又は「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、設計・開発を適用する場合は、仕様書の作成に必要な設計として、添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「2. 仕様書作成のための設計について」の活動を実施する。 a. 工事又は購入に関する機器仕様(グレード分け(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)を含む。) b. 供給者が実施する業務範囲 c. 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する以下の要求事項(出荷許可の方法を含む。) (a) 法令、基準、規格、仕様、図面、プロセス要求事項等の技術文書の引用 (b) 当社の承認を必要とする範囲(手順、プロセス等) (c) 適用する法令、基準、規格等への適合性及び技術的な妥当性等を保証するために必要な要求事項 (d) グレード分け(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)に応じた性能、機能、設計のインターフェイス、材料・部品、製作、据付、検査・試験、洗浄、保管、取扱い、梱包、運転上の要求事項等の要求の範囲・程度 (e) 主要部材の品名・仕様(寸法・材質等)、数量 (f) 部材の保存に関する要求事項 (g) 検査・試験に関する要求事項 (h) 特殊な装置等を取り扱う場合、装置等を安全かつ適正に使用するために必要な設備の機能・取扱方法 (i) 設備が安全かつ適正に機能するために必要な運転操作、並びに保守及び保管における注意・考慮すべき事項 d. 要員の適格性確認に関する要求事項 e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 (a) 当社が要求する品質マネジメントシステム規格* ※：ISO9001を基本とし、設工認品質管理計画及び保安規定の要求事項及びIAEA基準の特徴、並びにキャスク問題等の不適合反映の要求事項を考慮した、原子力発電所の保守等に係る品質マネジメントシステム仕様をいう。 (b) 文書・記録に関する要求事項 (c) 外注先使用時における要求事項 f. 特殊工程等に関する要求事項 g. 秘密情報の範囲 h. 不適合の報告及び不適合の処理に関する要求事項 i. 健全な安全文化を育成し及び維持するために必要な要求事項 j. 調達製品を当社に引き渡す場合における調達要求事項への適合の証拠となる記録の提出に関する要求事項 k. 製品の引渡し後における製品の維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の提供及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する要求事項 l. 解析業務に関する要求事項(解析委託の管理については、添付3「設工認における解析管理について」参照) m. 悪天候における屋外機材の安全確保措置</p>	<p>設置許可の記載に修正</p>

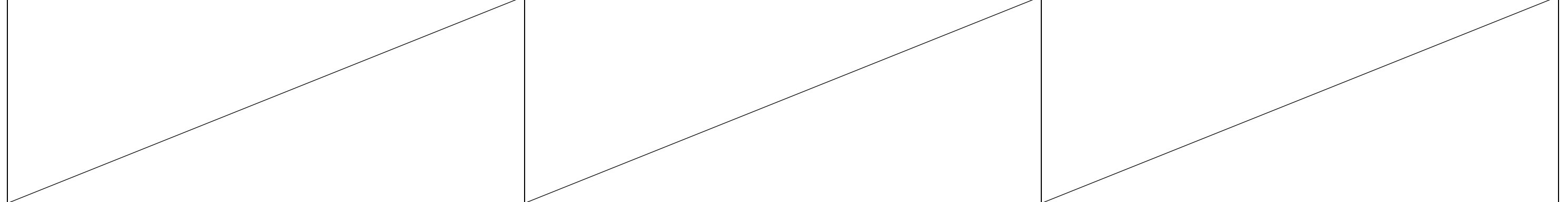
設置許可添付11 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書) [案]	差異説明
<p>n. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>o. 調達を担当する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることに関する事項</p>	<p>n. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>o. 調達を担当する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることに関する事項</p>	
<p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に従い、業務の実施に当たって必要な図書(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス及びBクラス、「別表1(2/2)」に示すSA常設、及び「別表4」に示す業務委託のグレードI、作業計画書等)を供給者に提出させ、それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。</p>	<p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に従い、業務の実施に当たって必要な図書(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス及びBクラス、「別表1(2/2)」に示すSA常設、及び「別表4」に示す業務委託のグレードI、作業計画書等)を供給者に提出させ、それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。</p>	設置許可の記載に修正
<p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、グレード分けの区分、調達数量、調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>また、調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を、以下のいずれか1つ以上の方法により実施する。</p> <p>a. 検査・試験</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「検査・試験通達」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機器名(品名) ・検査・試験項目 ・適用法令、基準、規格 ・検査・試験装置仕様 ・検査・試験の方法、手順、記録項目 ・品質管理員における作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度 ・準備内容及び復旧内容の整合性 ・判定基準 ・検査・試験成績書の様式 ・測定機器、試験装置の校正 ・検査員の資格 <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。</p> <p>なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬(購入のみ)については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。</p> <p>b. 受入検査の実施</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入に当</p>	<p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、グレード分けの区分、調達数量、調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>また、調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を、以下のいずれか1つ以上の方法により実施する。</p> <p>a. 検査・試験</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「検査・試験通達」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機器名(品名) ・検査・試験項目 ・適用法令、基準、規格 ・検査・試験装置仕様 ・検査・試験の方法、手順、記録項目 ・品質管理員における作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度 ・準備内容及び復旧内容の整合性 ・判定基準 ・検査・試験成績書の様式 ・測定機器、試験装置の校正 ・検査員の資格 <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。</p> <p>なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬(購入のみ)については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。</p> <p>b. 受入検査の実施</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入に当</p>	設置許可の記載に修正

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
<p>たり、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。</p> <p>c. 記録の確認 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。</p> <p>d. 報告書の確認 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。</p> <p>e. 作業中のコミュニケーション等 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。</p> <p>f. 請負会社他品質監査(「3.6.4 請負会社他品質監査」参照)</p>	<p>たり、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。</p> <p>c. 記録の確認 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。</p> <p>d. 報告書の確認 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。</p> <p>e. 作業中のコミュニケーション等 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。</p> <p>f. 請負会社他品質監査(「3.6.4 請負会社他品質監査」参照)</p>	
<p>3.4.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。 (請負会社他品質監査を実施する場合の例) ・設備：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すAクラス、Bクラス及びCクラスのうち設工認申請等の対象設備並びにSA常設に該当する場合(原則として3年に1回の頻度で実施) ・役務：過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表4」に示すグレードIに該当する場合 また、供給者の発注先(以下「外注先」という。)について、以下に該当する場合は、直接外注先の監査を行う。 ・供給者が実施した外注先に対する品質監査、又は更に外注先が実施した外注又は下請会社の品質マネジメントシステム状況が不十分と判断した場合 ・トラブル等で必要と認めた場合</p>	<p>3.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。 (請負会社他品質監査を実施する場合の例) ・設備：添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すAクラス、Bクラス及びCクラスのうち設工認申請等の対象設備並びにSA常設に該当する場合(原則として3年に1回の頻度で実施) ・役務：過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表4」に示すグレードIに該当する場合 また、供給者の発注先(以下「外注先」という。)について、以下に該当する場合は、直接外注先の監査を行う。 ・供給者が実施した外注先に対する品質監査、又は更に外注先が実施した外注又は下請会社の品質マネジメントシステム状況が不十分と判断した場合 ・トラブル等で必要と認めた場合</p>	設置許可の記載に修正
<p>3.5 設置許可における文書及び記録 設置許可における設計に係る文書及び記録については、品質管理に関する事項に示す規定文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p>	<p>3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ 3.7.1 文書及び記録の管理 (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 「3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む)」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「原子力部門における文書・記録管理通達」に基づき管理する。 設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。</p>	設置許可の記載に修正 記載の適正化
<p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。 この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。 当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場</p>	<p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理 設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。 この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。 当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場</p>	詳細な内容は設工認で記載されることから削除

設置許可添付11 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書) [案]	差異説明																																				
合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書的设计 当時から現在に至るまでの品質を確認し、設工認に対する適合性を保証する ための設計図書として用いる。	合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書的设计 当時から現在に至るまでの品質を確認し、設工認に対する適合性を保証する ための設計図書として用いる。																																					
(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施 する場合、第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。 なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示す SA可搬(購入のみ)の設備に対して記録確認検査を実施する場合は、検査に 用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の 状態を示すものであること(型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作 成当時のプロセスが適切であること。)を確認することにより、使用前事業者 検査に用いる記録として利用する。	(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施 する場合、第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。 なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示す SA可搬(購入のみ)の設備に対して記録確認検査を実施する場合は、検査に 用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の 状態を示すものであること(型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作 成当時のプロセスが適切であること。)を確認することにより、使用前事業者 検査に用いる記録として利用する。	詳細な内容は設工認で記載されることから削除																																				
<p>第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け</p> <table border="1" data-bbox="222 688 905 1480"> <thead> <tr> <th>主な記録の種類</th> <th>品質マネジメントシステム上の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認申請図書、決定 図書</td> <td>設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新 版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完 成図書として管理する図書</td> </tr> <tr> <td>完成図書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設 当時から設備の改造等に併せて最新版に管理して いる図書</td> </tr> <tr> <td>既工認</td> <td>設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図 書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以つ て、その設備の状態を示す図書</td> </tr> <tr> <td>設計記録</td> <td>作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認 できる記録(自社解析の記録を含む。)</td> </tr> <tr> <td>委託報告書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通 じて行われた、業務委託の結果の記録(解析結果を 含む。)</td> </tr> <tr> <td>供給者から入手し た文書・記録</td> <td>供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、 製作図書、検査記録、ミルシート等</td> </tr> <tr> <td>製品仕様書又は仕 様が確認できるカ タログ等</td> <td>供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認でき るカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図 書</td> </tr> <tr> <td>現場確認結果 (ウォークダウン)</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で確認手順書 を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認 した記録</td> </tr> </tbody> </table>	主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け	承認申請図書、決定 図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新 版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完 成図書として管理する図書	完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設 当時から設備の改造等に併せて最新版に管理して いる図書	既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図 書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以つ て、その設備の状態を示す図書	設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認 できる記録(自社解析の記録を含む。)	委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通 じて行われた、業務委託の結果の記録(解析結果を 含む。)	供給者から入手し た文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、 製作図書、検査記録、ミルシート等	製品仕様書又は仕 様が確認できるカ タログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認でき るカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図 書	現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書 を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認 した記録	<p>第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け</p> <table border="1" data-bbox="1142 688 1825 1480"> <thead> <tr> <th>主な記録の種類</th> <th>品質マネジメントシステム上の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認申請図書、決定 図書</td> <td>設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新 版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完 成図書として管理する図書</td> </tr> <tr> <td>完成図書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設 当時から設備の改造等に併せて最新版に管理して いる図書</td> </tr> <tr> <td>既工認</td> <td>設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図 書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以つ て、その設備の状態を示す図書</td> </tr> <tr> <td>設計記録</td> <td>作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認 できる記録(自社解析の記録を含む。)</td> </tr> <tr> <td>委託報告書</td> <td>品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通 じて行われた、業務委託の結果の記録(解析結果を 含む。)</td> </tr> <tr> <td>供給者から入手し た文書・記録</td> <td>供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、 製作図書、検査記録、ミルシート等</td> </tr> <tr> <td>製品仕様書又は仕 様が確認できるカ タログ等</td> <td>供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認でき るカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図 書</td> </tr> <tr> <td>現場確認結果 (ウォークダウン)</td> <td>品質マネジメントシステム体制下で確認手順書 を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認 した記録</td> </tr> </tbody> </table>	主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け	承認申請図書、決定 図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新 版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完 成図書として管理する図書	完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設 当時から設備の改造等に併せて最新版に管理して いる図書	既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図 書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以つ て、その設備の状態を示す図書	設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認 できる記録(自社解析の記録を含む。)	委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通 じて行われた、業務委託の結果の記録(解析結果を 含む。)	供給者から入手し た文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、 製作図書、検査記録、ミルシート等	製品仕様書又は仕 様が確認できるカ タログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認でき るカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図 書	現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書 を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認 した記録	詳細な内容は設工認で記載されることから削除
主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け																																					
承認申請図書、決定 図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新 版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完 成図書として管理する図書																																					
完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設 当時から設備の改造等に併せて最新版に管理して いる図書																																					
既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図 書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以つ て、その設備の状態を示す図書																																					
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認 できる記録(自社解析の記録を含む。)																																					
委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通 じて行われた、業務委託の結果の記録(解析結果を 含む。)																																					
供給者から入手し た文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、 製作図書、検査記録、ミルシート等																																					
製品仕様書又は仕 様が確認できるカ タログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認でき るカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図 書																																					
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書 を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認 した記録																																					
主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け																																					
承認申請図書、決定 図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新 版の維持が必要な図書においては、工事完了後に完 成図書として管理する図書																																					
完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設 当時から設備の改造等に併せて最新版に管理して いる図書																																					
既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図 書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以つ て、その設備の状態を示す図書																																					
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認 できる記録(自社解析の記録を含む。)																																					
委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通 じて行われた、業務委託の結果の記録(解析結果を 含む。)																																					
供給者から入手し た文書・記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、 製作図書、検査記録、ミルシート等																																					
製品仕様書又は仕 様が確認できるカ タログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認でき るカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図 書																																					
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書 を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認 した記録																																					
		詳細な内容は設工認で記載されることから削除																																				

設置許可添付 1 1 [案]	<新法>設工認添付資料(品管説明書)[案]	差異説明
	第3. 7-1図 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系	
<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計量器の管理</p> <p>a. 当社所有の計量器の管理</p> <p>(a) 校正・検証</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。</p> <p>なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</p> <p>(b) 識別管理</p> <p>i. 計量器管理台帳による識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、計量器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。なお、計量器が故障等で使用できない場合、使用禁止を計量器管理台帳に記載するとともに、修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。</p> <p>ii. 有効期限表示ラベルによる識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計量器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、計量器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。</p> <p>b. 当社所有以外の計量器の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計量器を使用する場合、計量器の管理が適正に行われていることを確認する。</p>	<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計量器の管理</p> <p>a. 当社所有の計量器の管理</p> <p>(a) 校正・検証</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。</p> <p>なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</p> <p>(b) 識別管理</p> <p>i. 計量器管理台帳による識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、計量器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。なお、計量器が故障等で使用できない場合、使用禁止を計量器管理台帳に記載するとともに、修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。</p> <p>ii. 有効期限表示ラベルによる識別</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計量器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、計量器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。</p> <p>b. 当社所有以外の計量器の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計量器を使用する場合、計量器の管理が適正に行われていることを確認する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>(2) 機器、弁及び配管等の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。</p>	<p>(2) 機器、弁及び配管等の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>3.8 不適合管理</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については「不適合管理および是正処置通達」に基づき処置を行う。</p>	<p>3.8 不適合管理</p> <p>設工認に基づく設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については「不適合管理および是正処置通達」に基づき処置を行う。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
<p>4. 適合性確認対象設備の施設管理</p> <p>適合性確認対象設備の工事は、「施設管理通達」の「保全計画の策定」の中の「補修、取替および改造計画の策定」として、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。</p> <p>施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。</p> <p>工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>	<p>4. 適合性確認対象設備の施設管理</p> <p>適合性確認対象設備の工事は、「施設管理通達」の「保全計画の策定」の中の「補修、取替および改造計画の策定」として、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。</p> <p>施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。</p> <p>工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>

設置許可添付 1 1 [案]	<新法> 設工認添付資料 (品管説明書) [案]	差異説明
----------------	--------------------------	------



	<p>第 4-1 図 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連</p>	<p>詳細な内容は設工認で記載されることから削除</p>
--	--	------------------------------